

水質汚濁防止法第2条第4項に基づく指定物質（水質汚濁防止法施行令第3条の3）

【指定物質】

	項目		項目
1	ホルムアルデヒド	31	プロピザミド
2	ヒドラジン	32	クロロタルニル（又はTPN）
3	ヒドロキシルアミン	33	フェニトロチオン（又はMEP）
4	過酸化水素	34	イプロベンホス（又はIBP）
5	塩化水素	35	イソプロチオラン
6	水酸化ナトリウム	36	ダイアジノン
7	アクリロニトリル	37	イソキサチオン
8	水酸化カリウム	38	クロルニトロフェン（又はCNP）
9	アクリルアミド	39	クロルピリホス
10	アクリル酸	40	2-エチルヘキシル
11	次亜塩素酸ナトリウム	41	アラニカルブ
12	二硫化炭素	42	クロルデン
13	酢酸エチル	43	臭素
14	メチルターシャリーブチルエーテル（MTBE）	44	アルミニウム及びその化合物
15	硫酸	45	ニッケル及びその化合物
16	ホスゲン	46	モリブデン及びその化合物
17	1,2-ジクロロプロパン	47	アンチモン及びその化合物
18	クロルスルホン酸	48	塩素酸及びその塩
19	塩化チオニル	49	臭素酸及びその塩
20	クロロホルム	50	クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く）
21	硫酸ジメチル	51	マンガン及びその化合物
22	クロルピクリン	52	鉄及びその化合物
23	ジクロロボス（又はDDVP）	53	銅及びその化合物
24	オキシデプロホス（又はESP）	54	亜鉛及びその化合物
25	トルエン	55	フェノール類及びその塩類
26	エピクロロヒドリン	56	ヘキサメチレンテトラミン
27	スチレン	57	アニリン
28	キシレン	58	ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩
29	パラ-ジクロロベンゼン	59	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びその塩
30	フェノブカルブ（又はBPMC）	60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

※1 一部の物質については別名（略称）により記載

※2 令和4年12月23日時点（57番から60番までの4物質については令和5年2月1日から適用）